

指宿市広報紙広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、指宿市有料広告掲載取扱要綱（平成20年指宿市告示第4号）第5条の規定に基づき、市が発行する広報紙（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の種類)

第2条 広告を掲載できる広報紙の種類及び発行回数などの仕様については、別表に掲げるものとする。

(広告枠の売却)

第3条 市は、広告主を募集し広告原稿制作を行うことができる事業者（以下「広告代理店」という。）に、広告枠を売却する。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格については、1枠当たり縦65ミリメートル、横90ミリメートルとする。ただし、隣り合う2つ以上の枠を1件の広告とすることができる。

2 広告の掲載位置は、広報紙広告専用ページ内とする。

(広告料の納付)

第5条 広告枠の購入契約をした広告代理店は、市が指定する日までに広告料を納付しなければならない。

(広告の募集)

第6条 原則として、広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の募集は、広告代理店が行う。

(広告の作成及び掲載)

第7条 広告の作成は、指宿市有料広告等掲載基準により広告代理店が行い、市が定める日までに、広告案を市に提出しなければならない。なお、広告内容等に疑義がある場合、事前に市と協議するものとする。また、市は広告審査会の結果により、広告案に対し修正等を求めることができる。

(広告内容の責任)

第8条 広告の内容については、その責任のすべてを広告代理店が負う。

(協議)

第9条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告代理店が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第10条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、指宿市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年2月28日から施行する。